

改正

平成15年3月27日条例第7号

平成28年6月21日条例第17号

九度山町高野参詣道周辺景観保護条例

(目的)

第1条 この条例は、九度山町における史跡高野参詣道（町石道、黒河道及び女人道）周辺の文化的景観の保護について必要な事項を定めることにより、郷土を町民一人ひとり親しみと愛着と誇りのあるものとするを目的とする。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第2条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第3条 町長は、文化的景観の保護を図るために必要な地域を文化的景観保護地区として指定することができる。

2 町長は、文化的景観保護地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域にかかる住民その他利害関係人の意見を聴かなければならない。

3 町長は、文化的景観保護地区を指定するときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、指定の案を当該公告の日から2週間縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、当該区域にかかる住民及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について町長に意見書を提出することができる。

5 町長は、文化的景観保護地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

6 文化的景観保護地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

7 第2項から前項までの規定は、文化的景観保護地区の区域の変更又はその指定の解除について準用する。

(行為の制限)

第4条 文化的景観保護地区内においては、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定める規模を超える行為をしようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合についても同様とする。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 建築物その他の工作物の色彩を変更すること。

(3) 立木竹を伐採すること。

(4) 土石を採取し、又は鉱物を掘採すること。

(5) 土地の形状を変更すること。

(6) 広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(7) 水面を埋立て、又は干拓すること。

2 町長は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をすることができない。

3 文化的景観保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際、当該区域内において第1項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して3月以内に、町長にその旨を届け出なければならない。

4 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について町長に届け出たときは、第1項の許可を受けた者とみなす。

(条件)

第5条 前条第1項の規定による許可には、当該文化的景観保護地区の文化的景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

(国等に関する特例)

第6条 国の機関又は地方公共団体（以下「国等」という。）が行う行為については、第4条第1項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ町長に協議しなければならない。

（許可等を要しない行為）

第7条 次の各号に掲げる場合には、第4条第1項の規定による許可に係る申請又は前条の規定による協議を要しないものとする。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第43条若しくは第125条又は和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号。以下「県保護条例」という。）第12条又は九度山町文化財保護条例（昭和52年九度山町条例第1号）第11条の規定により現状変更の許可を必要とされる行為であって、文化庁長官、和歌山県教育委員会又は九度山町教育委員会の許可を得たもの

(2) 法第43条の2若しくは第127条又は県保護条例第11条第7号の規定により行う修理若しくは復旧

(3) 文化庁又は和歌山県教育委員会の所管する補助金の交付を受けて実施する文化財の保存に関する事業

(4) 森林法（昭和26年法律第249号）において定める森林施業計画の認定を受けた立木竹の伐採であって、当該森林施業計画の計画内容に基づくもの

(5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条又は和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号。以下「県立自然公園条例」という。）第10条の規定により公園事業として行われる行為

(6) 自然公園法第20条第3項若しくは第21条第3項又は県立自然公園条例第13条の規定により許可を必要とされる行為であって、環境大臣又は和歌山県知事の許可を得たもの

(7) 自然公園法第67条第3項若しくは第4項、第68条又は第79条の規定により協議を必要とされる国の機関が行う行為であって、当該協議が整ったもの

(8) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの

（立入調査）

第8条 町長は、文化的景観保護地区の指定若しくはその区域の拡張の实地調査のため必要があるときは、職員に他人の土地に立ち入り、測量させ、又は实地調査の障害となる立木竹を伐採させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために行われるものと解釈してはならない。

（中止命令等）

第9条 町長は、文化的景観保護地区における文化的景観の保護のために必要があると認めるときは、第4条第1項の規定に違反し、若しくは第5条の規定により許可に付せられた条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（公表）

第10条 町長は、前条の規定による行為の中止命令、原状回復命令又は原状回復に代わるべき措置命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

（規則への委任）

第11条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月27日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月21日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。